

## 第10回雇用・就労TF議事概要

1. 日 時：平成19年11月7日（水）14時35分～15時40分
2. 場 所：永田町合同庁舎1階 共用第3会議室
3. 項 目：「理容師・美容師資格について」
4. 出席者：【規制改革会議】八田主査  
【有識者】厚生労働省 健康局生活衛生課 中垣課長、中臣補佐、梅澤補佐  
【規制改革推進室】関参事官他
5. 議 事：

○八田主査 それでは、定刻になりましたので「第10回雇用・就労タスクフォース」を始めたいと思います。

本日は、厚生省健康局の生活衛生課の中垣課長ほかの方々にいらしていただきました。お忙しいところお越しくささいましてどうもありがとうございました。

私は、このタスクフォースの主査をしております八田でございます。前もって御質問を提出させていただいていると思いますので、30分ほど御説明いただいて、あと質疑応答させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○中垣生活衛生課長（以下中垣課長） よろしく願います。多分30分もかからないと思いますけれども。

○八田主査 早く終われば、早く帰りましょう。

○中垣課長 事前に配付させていただきました資料に基づきまして御説明させていただきます。11月7日付で、私どもの課の名前の入った資料でございます。

「1. 3か年計画（中卒者の取得要件の見直し）への対応状況」ということでございます。追加講習課程の見直しにつきましては、先般、主査とお話をしたときにお約束しておりました形で、私どもといたしまして、この「理容師養成施設及び美容師養成施設の適正な運営の確保に関する検討会」という検討会を設けまして、その中でいろいろな項目をやっておるんですけれども、一つ、中卒の方につきましては、「中学校卒業生又は高等学校中退者についても、高等学校在籍時の履修状況等を踏まえた個別の入所資格審査を適切に行い、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者は、個々の講習課目毎に、その課目の免除又は時間数の緩和をすることできるとすることが適当」という結論を得ております。これに基づきまして、平成20年度以降に入所する中卒者に対する講習の緩和について措置したいというふうに思っております。

具体的には、何度か主査とお話をさせていただいたときにもありましたように、確かに今、高校への進学率は非常に高いけれども、一方、ドロップアウトした中退者がかなりいるということがございます。

私どもの立場としては、これはもともと中卒だったものを高卒にかえて、質の高い人をと

ということがありますので、そこで無条件になかなか中卒へ戻すというのはちょっとどうかというのがありましたし、今回、後ほど報告書も資料として準備しておりますけれども、いろいろ関係者の中でも、やはりその辺を、せっかくこういうふうになったものをもう一度、レベルの高い人ということでやっているのにどうかという考え方もあったろうと思います。ただ、やはり現実には中卒の方についても、今も経過として認めておるわけでございますし、それから、中卒の方にもいろいろ、ほとんど高校の3年ぐらいいまで行ったけれども、例えば喫煙か何かで退学になった人もいるでしょうし、高校に入ってすぐに合わなくてやめてしまった、いろいろな方がいらっしゃると思いますので、それにつきましては、結局その人を見て判断してくれと。それについては、どう見るかというのは、基本的にはその学校にゆだねたらどうかということ考えております。そういったことで措置したいと思っております。

こういった考え方でございますけれども、その周知につきましては、基本は私どものホームページ、あるいは理容師・美容師試験センター、あるいは教育センターといったものがございまして、それを再度周知、こういった検討会のほか、こういった形でやりますということを周知したいと思っております。それから、年明けになってしまうんですけれども、年度内に自治体の担当課長を集めた会議がございまして、そこで周知したいと思っております。それから、この検討会の中には、施設の関係者とかも入っていらっしゃったので、その人たちの集まりの中でも言っていただくということをお願いしておるところでございます。これについては、以上でございます。

それから、「理美容検討会」の検討内容の概要ということで、生徒に関すること、授業に関することを中心にということございました。

この検討会は6月から10月にかけて、年内に一定の措置を行いたいということでかなり慌ててやりまして、報告書を見ていただくとおわかりですが、かなりいろいろなことが書いてあるんですけれども、特に養成内容の充実、結局、新しく高卒になってから、そのときに通知等いろいろなものを変えたんです。ずっと変えておらなかったということでございますし、それから、やはり御承知のとおり、バブル崩壊後、一時は非常に若い人たちの間で資格を取りたいというのがすごくそういう希望があって、手に職をつけるというのがあって、そのときすごく受験者が増えたときがあるんですね。一方、これは私どもの役所の医療関係の職種だったと思いますけれども、養成施設の認可というのが、昔はある意味、余り過剰にならないということで、実質上は指導してやっておったんですが、これが裁判で負けて、要するに、要件に合っていればそれは認めるべきだと。もし悪ければ取り消せばいい。裁判ではそこまでは言うておりませんが、そういった考え方がありました。

○八田主査 いつの裁判なんですか。

○中垣課長 平成10年とか11年とか、それぐらいのことでした。

○八田主査 それでは、また教えてください。これは非常に重要な判決ですね。

○中垣課長 それで、結局、それから非常に多くの施設が、ある意味でぼこぼこできるように

なったというのがあります。

○八田主査 それはバブル時代。

○中垣課長 それが、まさにちょうど重なっているときもあるんですね。一方、今 18 歳人口が非常に減っていますから、そういった中でやはりいろいろな、今はまだあれなんですけれども、なかなか難しい学校も出てくるかもしれない。ところで、施設をつくってしまうと、なかなかいろいろ問題があっても、それを容易につぶせない。言葉は悪いですけども、学生が人質になっているわけですね。要するに、医療機関が入院患者がいるとなかなかつぶせないのと同じようなものです。ただ、恐らくそういったことがいろいろ出てくるだろうというのは予測されるので、例えばそういうものが、いわゆる学籍簿の管理とか、なくなるときにどういくのかというのは非常に重要な問題なので、はっきりとは書いていないんですけども、そういったものを含めて適切な運営、今は、もちろん事前審査から事後型とは言うておりますけれども、やはりこういった学生のことを考えると、その辺をどうやって、どの程度事前の審査をして、あるいは報告等を求めるとか、それから実際には教員がどうなっておるのか、そういったことも含めていろいろ検討させていただきました。

この中でも関係でありましたのは、ちょっと議論になりました、例えば今の養成施設の中には昼間の課程、夜間の課程あるいは通信の課程がございます。そういった中で、昼間の課程や夜の課程から通信に行くときにはどういった形で行けるのかとか、そういうものを簡単にするためにはどうするか。今は時間制なので、それを単位制にすれば、実質は履修単位を持って動きやすくなるのではないかと、そういったような提言がなされております。それから、実習の時間についての考え方とか、そういったものが書かれております。その他、先ほど申し上げましたような話と、それからあとは、これは国と県の間でどんな形で関与していくのが適当であるとか、そんなことも併せてやらせていただきました。

それから、2. の「理容師、美容師資格に関するデータ」につきましては、資料 2 というところでまとめさせていただいておりますので、ちょっとごらんいただければと思います。資料 2。1 ページ目が理容所・美容所数の推移ということでございます。理容所・美容所でちょっと目盛りが違うのですけれども、理容所につきましては近年大体漸減傾向にある、一方美容所につきましては一貫して増加傾向にあるということでございます。今、美容所は理容所の 1.5 倍程度あるということでございます。

2 ページ目が、国家試験の受験者及び合格者数の推移ということでございます。下に数字も入れてございますけれども、理容師の方は、これも受験者が大体減少傾向にありまして、今 4,000 人程度、一方、それに対して美容師につきましては 10 倍程度の受験者がいるということでございます。ただ、美容師も受験者数のピークは過ぎたというような形になっておろうかと思っております。

3 ページ目が、資格保有者でございますけれども、これにつきましては、いずれにしても数としては一貫して増加しておりますけれども、現時点におきましては、美容師が理容師の

倍近くになっておるとい状況でございます。

- 八田主査 これは、死亡についての届出というのは容易に分かるんですか。
- 中垣課長 これは、基本的には届けてもらわなければいけないんですけども、漏れはあるだろうと思います。したがって、亡くなっている人もいると思います。
- 八田主査 住基ネットとつなぐわけにもいかないですね。
- 中垣課長 医者の場合でも同じ問題があったんですけども。
- 八田主査 医者でもですか。
- 中垣課長 はい。医者は、国家試験に受かって、医籍調書に登録して初めて医師になるというようになっております。これが、そこにいろいろ罰とかも書いてあるんですけども、これにつきましても、結局医師の資格を失ったときとかには、亡くなったときには出せと書いてあるんですけども、やはりそれが出していなくて、たまっていつているような形になっております。ただ、実際の数はどうやって把握するかという件につきましては、医師は、事実上ほとんど保険医の数がはっきりしておりますのであれなんですけれども、これにつきましては特に、亡くなった方もいるでしょうし、あるいは非常に御高齢になって実際やっていない方もいらっしゃると思いますけれども、一部そんな方もおりますが、大体こんな傾向だということで見ただければと思います。

4 ページ目が養成施設の推移でございますけれども、これにつきましても、ごらんいただけますように、上段の理容師のほうを見ていただきますと、理容単独というのが今 14、美容と併設が 94 でございますので、理容の単独というのは非常に減っていると。先ほども見ていただきましたように、理容のほうは希望者が非常に減少しておるところでございますので、単独の養成施設は非常に減っておる。それに比べますと、美容師のほうはまだ美容単独のほうがかなりあるというところで、こういった違いがあるということでございます。

本文の資料に戻っていただきまして、2 ページ目の「3. 養成施設での教科課程について」でございますけれども、教科課程の根拠法令及び内容というものにつきましては、法律の 3 条 4 項、資料 3 でございます。ちょっと分厚い資料でございますけれども、理容師法の 3 条あるいは美容師法の 4 条に書いてございますが、「必要な事項は省令で定める」ということで、基本的にはすべて省令にゆだねておるところでございます。省令にどんなことが書いてあるかといいますと、この省令については、基準ということで時間数を決めて、さらに中段のあたり、規則の 5 条の中で「教科課程の基準として大臣が別に定めるところによらなければならない」ということになっておりまして、では、それは何を書いているかということでございますけれども、これを 2 ページ以降の通知の中で細かく書いておるとい形でございます。こういった形で、法律には事実上根拠だけがあって、あとは省令以下にゆだねられておるといのが実態でございます。

内容及び時間数において、両養成課程の具体的な相違ということでございますので、それぞれ理容業・美容業の知識、技術を身につけるための必要なものということでもあります。時

間数については、いずれも必修が1,400時間、そのうち実習が800時間、選択必修600時間で合計2,000時間ということで、対比しやすいように表にしておりますけれども、こんな形でずっと並んでおりまして、同じような項目と実習とかも重なったものがあるということでございます。

3ページ目でございますが、「一方の資格を有する方が他方の資格取得をしようとする場合の免除の内容と考え方」ということでございますけれども、その片方を卒業した人がもう片方を履修する場合におきましては、先ほどの前のページの上段の4つ目まで、「関係法規・制度」「衛生管理」「美容保健」「美容の物理・化学」については免除できるという形にいたしております。これは教科項目の内容が非常に共通するところが多いだろうということで、これにつきましては免除することができるという形にいたしております。

教科課程の見直しについての具体的な検討の方向性及びスケジュール等ということでございます。これにつきましては、先般の検討会でもいろいろ御議論がございまして、最終的に報告書におきましては、「教科課程の基準及び教科書について、関連の深い内容を中心に、達成すべき知識及び技能の程度をできる限り具体的に示すこととし、関係者の意見を聞きつつ、その具体的な内容についての見直しを図るため、引き続き検討を行う必要がある」ということ。「また、エステティック等については、理容又は美容をめぐる時代に即した消費者ニーズを勘案するとともに、関係法令等の枠組みも踏まえた上で、適切に教授できるよう内容の充実を図り、教科課程の基準に適切に反映することが適当である」ということでございます。

これはどういうことかと言いますと、私が付度するに、今回いろいろな方が集まっていたございまして、それは理容、美容の関係者、それから養成施設の方、教育センターという形の組織、どちらかと言うとそういった教員の資質を高めるとか、そういったこともやっているところでもありますけれども、そういったところで、まず、やはり関係者で少し合意してもらおうのが先かなというのがあったと思います。そこで、まず関係者において、養成段階で教授すべき具体的な内容等について議論を深めてもらいたいということ。

それから、後段の「また」以下の部分でありますけれども、理容、美容につきましても、50年近くたって、それぞれやはり、やはり廃りとは申しませんがいろいろなやらなければならないことがあります。基本的には、どうしても業際と申しましょうか、ここには特に「エステ」と書いてありますけれども、美容師法上というのは、基本的に首から上が美容と解釈しているんですね。エステというのはいわゆる全身をやるとかいろいろあるんですけども、その場合、では、実際はエステは顔をやっていないかと言うとやっていたりするわけですし、そういった中で、エステでありますとか、あるいは今、ネイルとかいろいろなものがございまして、そういったものも含めてどういった形で教えていくのかということも併せてちょっと議論してもらったらどうかということを考えております。したがって、これについて私どもとして今の時点でどういった、いつごろまでにどうこうするかというものについては、ちょっと申し上げるべき段階にはないと思っております。

それから、時間数について見直すことの要否でございますけれども、これは授業時間数が今、標準という形で示されておりました。これは、「標準」という書き方と「以上」という書き方の大体2つあるんですけれども、現在は、いろいろな資格は大体「以上」となっているものが多い。標準と言うと、では2,000時間というときに1,800時間ならいいのかとか1,900時間ならいいのかとか、そういう議論が出やすいので、「以上」という形で今回やるべきだということにつきましてまとめていただきましたので、そこを変えようと思っております。ただ、この時間数全体について、もう少し短くしたほうがいいのではないかとか、あるいはもっと長くすべきではないかという意見は現在出ませんでしたので、これについては見直すことは考えておりません。

次に、「理美容のうち一資格を有する場合の修業期間の短縮、授業時間数の削減」ということでございますけれども、現時点におきまして、先ほど申し上げましたように、理論的な部分について免除可能としているところがございますので、これは、現時点におきましてさらに免除の範囲を拡充することは難しいのではないかと考えております。

次に、「一つの養成施設を修了すれば両資格の受験を可能とする」というものでございませぬけれども、これにつきましては、先ほどございましたように、2,000時間のうち、かなりの時間、実習を含めて、それは両者別々にやっておるということでございますので、なかなか一つの養成施設を修了すれば両資格の受験を可能にすることは難しいのではないかと。例えば、これを仮にすごく時間数を増やして3年とかにするんだったら、それは理論的にはあるのかも知れませんが、現状ではなかなか実際的ではないのではないかと考えております。

それから、「理容師・美容師の資格制度についてということで、理容・美容に共通する基礎的な技術があることを担保する両資格共通の初歩的な資格として短期間の資格を新規に創設することについて」ということでいただいておりますけれども、これにつきましては、それぞれ理容、美容という形のもので資格制度としてあるわけございまして、なかなかその一部分さえ身につければいいというようなものではないのではないかとということと、それから、今、特に国としてなかなか新しい資格制度をつくるというのは、臨調以来ずっと資格の見直しというのはやられてきておるわけございまして、そのあたりでどうかということ。それから、今回この会議での御議論も踏まえまして、中卒者についての取り扱いを明確化したということも考えておりますので、それにつきまして、さらにその下のレベルと申しましようか初歩的な資格というのを構成するということは、これまでの流れから、あるいは資格制度を取り巻くいろいろな環境からいってもなかなか難しいのではないかと考えております。私のほうからは以上でございます。

○八田主査 どうもありがとうございました。

まず、フォローアップについて、高校中退者あるいは中卒者が受けられるようにするということを前にお約束くださいました。そしてまた、それをかなり実質的に彼らの負担を削減できるような方向にまとめていただいて、どうもありがとうございました。それから、あといろいろデータ、資料についても、お忙しいところを御用意くださってありがとうございました。大変役に立ちました。

それで、申すまでもないことですが、私どものタスクフォースの一番の願いは、雇用に関して、チャンスができるだけ多くの人々に与えようと。いろいろなことで必ずしも自分の望む職業でない職業に今就いている人が心機一転やり直そうとしたときに、規制がかかっているためにそれができないということはなくして、できるだけその人の可能性を伸ばせるような社会にしたいというのが最大の望みです。それで、この中卒者なんかも美容師さんになれるというのは、大変すばらしいことだと思います。

それで、あとこのページの初めから行けば、一つだけ思いましたのは、この報告書の取り扱いですけれども、この報告書で、これも法律にするのはいつなんですか。

○中垣課長 報告書自体は、法律事項は基本的にはないと思っております。それで、一応こういう形になりましたので、ただ省令事項等ございますので、それをまとめましてパブリックコメントを求めようと思っております。それは年内に作業をしたいと思っております。それで平成20年度から実施できればと。

○八田主査 わかりました。一つは、文部科学省系統の学校、大学を含めて、すべての学校の設立に関して、一旦つくった後で閉鎖されるとその学生に迷惑をかけるから、事前の財政的な基盤をチェックすることになっています。校舎は全部自分の金で持たなければいけない、借りたらいけないということになっています。しかし、大学の場合には必ずしもそれがうまくいっていないんですね。様々なチェックにもかかわらず、認可されてから2年目でつぶれたなんていうのは幾らでもあるわけですね。

そうすると、恐らく学校の閉鎖への対策として一番良いのは、閉鎖したときのための保険を事前にかけておくことだと思います。要するに、どこかの通信制にお金を払ってその生徒を引き取ってもらわなければいけない。それから、生徒自身に対する一種の補償措置も必要になる、そういうことを全部パッケージで組んでおいて、学校に民間の保険への事前加入を義務づける。保険会社は、その高校の財務を見て保険料を算定し、その保険料を事前に公開する。そうすると、例えば文部省や厚生省がチェックするよりもよほど正確に、財務状態を判定できます。これは、私どものタスクフォースで申し上げるような筋合いのことではないんですが、一般論として、学校の閉鎖の問題に関してはそれが一番有効だと思います。保険の加入を義務づけるという形での事前の義務づけが有効だと思います。

○中垣課長 ただ、難しいのは、例えばつぶれた学校が、つぶれるところというのは、やはりもともと、十分な教員がいなかったとか、いろいろなことが起きてくると、1年課程が終わっているはずなんだけれども、例えばよその学校を受け入れようとしたときに十分2年生を

受ける余地がなかったという場合に、要するに保険制度として本当に成り立っていくのかなというのはいくつかあります。

○八田主査 それも事前に契約によってアレンジしようというんですね。もちろん通信ということがあると思うんですけども、その迷惑をかけるから補償するということだと思いません。それはすべての学校について言えることなので、一般論なんですけれどもね。それで、教育の質について、十分な情報公開をさせると同時に、つぶれたとき対策としては保険加入を義務づけるという規制があれば今の大学設置審議会はいらないと思います。これは当会議のメインとは離れますが。

それから、この3ページですが、教科課程の見直しについての具体的な検討及び方向性ということについては、今、教科を不必要なものは減らそうとしていらっしゃる。ここにはエステティックのことも書いてあるけれども、不必要な課目について、どこが省けるかというようなことを検討していらっしゃるということもこの項ですか。

○中垣課長 中身だから、課目そのものをなくすというような意見はありません。

○八田主査 ではなくて、この3ページの真ん中は、新しい課目を入れるかどうかというようなことですか。

○梅澤課長補佐 むしろ新しい課目というよりは、今ある現行の課目の中で、例えば物理・化学であれば、ここからここまでの範囲を教えてくださいということで基準を示させていただいておるんですが、その中には、例えば理容師さんとして本当に必要な内容なのかということに疑問を持たれている方もいらっしゃいますので、それらの内容について検証なり検討をしていただいて、その内容が、例えば理容師さんに必要のない内容であれば、それについては省きましょう、また、それ以外に化学の中で教えるべき内容があれば、それについては盛り込みましょうというような議論をしているところです。

○八田主査 わかりました。エステティックに関しては、できれば資格試験ではなく検定試験をやられてはどうでしょうか。柔道の初段、2段みたいな検定試験ですよ。あるいはTOEFLとかTOEICとか。こういうTOEFLとかTOEICというのは社会的に非常にうまく機能しているわけですね。みんなが信用して、それで一定の水準があるということがわかっている。そうすると、いわゆる資格試験としてそれを持っていなければ営業できませんよということではなくて、むしろ検定試験をやる。これを別に官がやってもいいけれども、できたら民がやって、民が検定試験を運用するときに、きちんとするように監督するのが公の役割だと思うのです。できれば、ネイルのように新しい需要に関しては、資格試験にしないで検定試験にさせていただけると、参入制限にならずに済むと思うんですね。最後はお客さんの判断で、この人がいいというのなら、誰でも営業をしてもいい。そのかわり、きちんと検定試験で受かった人は、その賞状を飾っておけばいい、そういうことだろうと思います。

それから、この下の、3ページの時間数の見直しを「標準」から「以上」にされるということで、これは大変いいことだと思いますが、それに伴って基準の数は減るのではないかなと思うんですね。今まで標準で、幅があったのが、ちょっと下げて、これ以上ということな



のではないかと思います。

もう一つは、3ページの真ん中で、見直しをやるわけですが、物理の課目なんていうのは、私も教科書を読んでみましたけれども、これは美容の仕事とは、もう全く何の関係もない内容が入っている。本当によくもまあ入れたものだと思うようなことが入っているわけですね。それを減らせばその分授業時間は減りますよね。

だから、私は、時間数については、例えば、2年を維持するというのならば、毎日の時間数を減らして多少アルバイトもできるようにしてあげるとか、2年ではなくて1年と9カ月にしてもいいのではないかと思います。いずれにしても、教科課目の見直しによって無駄を省き、結局時間数の削減につながれば、再チャレンジの観点から非常に望ましい状況になるのではないかと思います。

したがって、今のところは授業数を見直す必要がないとおっしゃっているんですが、削減できれば再チャレンジの可能性が増えますから、できるに越したことはありません。今、物理だけ例を挙げましたが、実は他の科目でも、よくもまあこんなに詰め込むものだと思うような内容が多いですから、それを減らして、整理して時間数を減らすというところに是非つけていただきたいと思います。

それから、4ページの理美容師の一資格を有する人が他方の資格を得る場合、修業期間の短縮や授業時間数の削減等の検討について、「更に免除の範囲を拡充することは困難である」とおっしゃっている。以前に重複科目を一部免除されたことはすばらしいことだと思います。昔はこれが全部重複していましたからね。けれども、今でも実際のカリキュラムを見てみますと、重複がたくさん残っています。選択必修の中に一般教養と専門教育と分かれているんですが、一般教養のところでは、課目の例として、「日本語」「外国語」「保健体育」「情報技術」「社会福祉」「芸術」「日本文化」なんていうものが上げられているんですね。私は、「芸術」とか「日本文化」とかは、とにかく最低限必要なことをやればいいと思うけれども、それはあえて言いません。これは必要以上にやるとしても、美容師養成施設でも理容師養成施設でも、一般教養として課目の例は全く同じなんです。そうすると、これはやはりどちらかで一般教養を済ました人に対しては、省けるのではないかと思います。

それから、専門課目も、「エステティック技術」とそれから「食品保健・栄養理論」の2課目は美容師・理容師課目で同じです。しかし、他の課目、「美容カウンセリング」と「理容カウンセリング」、「美容モード理論」と「理容モード理論」とかは多少違いがある。しかし、いずれにしても、各養成施設で独自に設定するものですから、その養成施設が非常に特色を出したいという課目1課目だけにして、他は省いてもいいのではないかと思います。

それから、必修課目の中で、「文化論」というのがあるんですね。文化論は、『礼装の種類』というのは美容、理容共通ですし、『ファッション文化史ヨーロッパ編』も共通ですし、『ファッション文化史日本編』も共通である。唯一の違いは、『日本理容業の歴史』と『日本美容業の歴史』、これはしようがない、歴史ですから多少違うところがあるのかもしれない

い、これは残したらいいけれども、共通のものは除いたらどうだろうかと思います。

それから、さらに「運営管理」の課目があります。ちょっと教科書を持ってこなかったんですけれども、例えば『美容業と社会保障』というのがあるんですが、『理容業と社会保障』というのもあるんですよ。そこに本当に差があるのかなと思います。あと『美容業と労務管理』とか『理容業と労務管理』とか、基本的には労務管理だと思いますから、どっちかで習っていればもう一つのほうは済むと思うし、それから、『美容作業と疲労健康障害』、『理容作業と疲労健康障害』についても、1課目を用意するほどのことはなくて、一方の試験を通ればそれで済むのではないかなと思うんですね。

ですから、こういうふうになんて精査していきますと、確かに違いがあるから、自動的に理容師さんが美容師さんをとすることは無いと思いますが、重複するところは今よりもさらに大幅に省けるのではないかなと思います。

では、ずっと僕ばかりしゃべっていてもしょうがないので、まず今の点について、この説明資料の4ページの上のところの、理美容のうち一資格を有する場合、修業期間の短縮や授業時間数の削減等を検討することについて、私どもの今のような意見に対してどうお考えでしょうか。

- 中垣課長 今、先生がおっしゃったのは、多分この教科書をごらんいただいたんだと思いますが、これは、うちはこういった基準を出しているだけなので、それぞれどんな教科書を使うとか作るかというのは、それぞれの学校にゆだねておりますので、それがどうなっているかは正確には分からないところがございまして。先生がおっしゃっているみたいに、確かに個々のパーツで見ていくと同じような部分は多々あるかなと思うんですが、その中で、全体としてこれは同じとして見ていいのかなというふうに言えるのかなというのは、ちょっと精査してみないと分からないのかなという気がいたします。

文化についても、ただ理容文化、美容文化、私も詳しく見ているわけではないので断言できませんが、昨日ですか、理容・美容の人ではない人と話していたときに言っていたのは、結局、理容というのは技術としてはどういうカットをしてと、一方、美容というのはどちらかという服装とか何かで非常に変えていくというような形で、やはりそれぞれ違うんだなみたいなことで、何が違うんだみたいなことを話したときに、こんなことを言っていたなというのをちょっと思い出しました。

今、御指摘ございましたように、正直、もっとできるのではないかとと言われて、いや、もう一かけらもないと断言するのはちょっとためらうところもあるんですけれども、ただ、本当に先生がおっしゃっているみたいに、例えばこれを削減することによって今の2年が1年にできるかとか、あるいはここを何百時間減らせるかというのはちょっとあれなので、それにつきましては、なかなか、はいそうですかとは言いにくいところがあります。ただ、もう少し私どもも見させていただければと思います。

- 八田主査 御検討いただければと思います。

たまたま私も2人ほど美容師と理容師と両方とも資格を持っている男性を知っています。彼

らが文句を言うのはお金なんですよ。授業料が本当にもったいなかったと言います。勉強させられるのが嫌かと言うと、いや、そんなものは全部サボっている。授業なんてサボっても、試験は何とかやればなるものだと言うんですよ。そんなものなのかもしれないけれども、確かにお金はかかるんですよ。修業の期間にある人たちというのは本当にお金がないですから、なるべく短くしてあげる必要がある。しかも、もともと一つの資格を持っているわけですから、チャンスを広げてあげられるのではないかと思います。

余り知っている人の例を言ってもしょうがないけれども、例えば、家業が理容師だが、理容師だけやっているのでは発展性がないから自分としては美容師をやりたい。しかも、家業が理容師だから、どうしても理容師の資格もやりたいという理由で彼らは両方の資格を取ったそうです。恐らくそういう境遇の人はかなり多いのではないかと思います。そういう人にとっては、実質的に必要なら喜んで勉強するけれども、全然授業にも出なくても何とかなるというようなものなら、なるべくなら少なくしてもらいたいということだと思いますよ。

それから、この4ページの上から2番目の「一つの養成施設を修了すれば両資格試験の受験を可能とすることについて」は、試験を受けることで養成施設をスキップするということ、一つの資格を持っている人に関してはやってもいいのではないかとということなんですよ。これは、先ほど課長がおっしゃったように、一々精査していくといろいろグレーなところがあるとおっしゃる場合には、一つの分野で養成学校に行っている上に、とにかく試験で最後結論が出るならば、これはいいのではないかと思います。試験を通過したら、そこでやっていいというふうにできるのではないかなと思います。実際、理容師さん、美容師さんを見ていても、資格を取るだけでは、全然実践はできないんですよ。各店でジョブトレーニングでやって、その店ごとの検定試験をやって、おまえはもう一人立ちしてお客さんをとってもいいよということをやっているわけで、そうしないと店の信用にかかわるわけですよ。だから、資格試験さえ通ればいいということにしても、技能について心配する必要はない。資格を持っている人は衛生に関してはきちんとした知識を持っていますから、このようにすると、安全な理美容師さんが不必要な負担をかけずに生まれるのではないかと思います。すけれども。

- 中垣課長 ただ、その試験というのは、もちろん試験実技もあるんですけども、基本的には卒業が条件になっておりますので、だから、卒業するに際しては、いろいろ学校の中の試験とかをやっているわけですね。だから、一定の資格、一定の技術がきちんとできるようになったとか何とかというのがあります。それは、すべてのことを結局国家試験でできるわけではないので、そこは一概に、今先生がおっしゃったのはやりにくいのではないかなと。
- 八田主査 確かに、今は養成学校と試験が一緒になってしまっているわけですよ、分離されていない。だから、私の挙げた上から2番目の改革は、今の制度のもとで養成学校に入って、何の課目も取らずに卒業要件として試験だけを受けたら、通れるようにすれば、同じ内容になるということですね。一つの養成学校を出たら、もう一つの養成学校に入って、授業課目を取らずにもう一つ卒業したことになるということだと思います。

そこまで言うのがきついたら、一資格を有する場合、修業期間の短縮や授業時間数の削減等の検討の項目でできるだけお願いしたいと思います。

それから、最後の4について、名前は特につけなかったけれども、整髪師と呼ぶに相応しい資格です。肝心なことは、衛生に関しての知識はきちんと身につけてもらうことです。お客さんにとって、カットの技術は結果的には分かるわけですが、衛生に関することだけは全く分からない。これは、必ずきちんとした資格を持ってもらう。しかし、その後では、ヘアダイもできないし、パーマもかけられないし、ひげそりもできない。けれども、カットだけはできる、そういう資格をつくってはどうかというわけです。実際、今のやり方だと、すべての試験を受けるまでカットはできませんから、普通は2年間ぐらいシャンプーをやらされるわけですね。それとお掃除とね。それが、整髪師の資格があれば、とにかく最初からカットをさせてもらえ、そのあと美容師なり理容師なりの資格を持った人が仕上げをすることになります。その間、美容師さん、理容師さんのきちんとした試験勉強をするというようなことになったら、実際問題としても十分使い勝手のある資格になると思うんですよ。

先ほど、資格の見直しは今されているときにこれは問題だとおっしゃったんですけれども、確かに難しい資格を新設するとかエステティシヤンの国家試験をつくるとか、やはり問題になるかもしれません。しかし、これまでより資格要件をやさしくしようというわけですから、問題にならないでしょう。それは今までの行革審以来の流れに沿ったものだと思います。むしろ、その資格を簡易化しようというわけですね。

それから、第1番目の理由で、一部だけ技能を身につけてもだめとおっしゃいましたが。

○中垣課長 カットだけという、結局、まさに今先生おっしゃったみたいに、なかなか卒業して本当にすぐ一人前に金を取ってやっていけるかどうかというのがあって、それはもちろん当然同じことなんですけれども、これは今2年の資格にしたときに、だから実務実習もやるようになって、結局その中で、今ですと美容院なら美容院に行って、管理する人のもとで一部やると。最後は完全に資格を持った人が直してやるというようなことでやって、それも合わせて今2年でやっているわけなので、例えば今、このカットを、これですと衛生も何も、例えばこれが半年ぐらいでと書いてございますから、そういった教科もやりながら、その半年間でいきなり何もないまま切り始めていいのかなど。むしろ私どもは、こういう人にさわるようなものは、実習はやはり2年目からにしてくれというようなことを今言っている状況なんです。だから、こういうカットだから、十分衛生の知識なんかを身につけていなくても、最初からやらせてもいいんだというのは、むしろちょっと違うのではないかと思うんですが。

○八田主査 これは半年というけれども、衛生に絞れば3カ月程度で済むと思います。再チャレンジの観点から言うと、整髪師とかという資格を与えると、修業期間の給料が上がることが重要です。現在は、見習いで通信でやっているときは給料が安いんですが、一応衛生に関

する資格だけ得たら、3カ月ぐらいで資格を取って実際のカットができるとしたら、ある程度はお給料がもらえるようになります。

もう一つは、例のQ Bハウスなんかは、ヘアカットだけをするんだけど、規制のために、形の上で美容師さんだけを集めた店と、理容師さんだけを集めた店をつくらざるを得なくてそうしているというわけです。しかし、実際の内容は全く同じで、作業内容はその2つで全く同じで、それでカットだけです。それから、言っているものかどうか知りませんが、普通の美容師さん、理容師さんより、1人当たりの給料がはるかにいいですね。非常に効率的になることで給料がいい。恐らくこういう資格をつくることによって、Q Bハウスだけでなく、カットだけやるというサービスをやる美容院や、理容院もできるんだろうと思うんですよ。実際にカットだけで済んでいるところがあるわけですから、それにふさわしいものをやるのに、混在も許されないし、それから修業するのに非常に何年もかかるという現状と比較して、こういう改革は、チャレンジのチャンスを大きく広げるのではないかと思うんですね。

- 中垣課長 2年というのはすごく長いのかどうかというのは、いろいろな資格があるわけですね。我が省だけではなくていろいろな資格があるんだと思うんですが、その中でこういった一定の衛生水準を確保してやっていただいて、いろいろ身につけてやっていただくというもので、その2年というのがとりわけ短いかと思うのと、それと、先生おっしゃっているように、確かにこのタスクフォースとしては、再チャレンジでそういう人たちをどうしていくかということがあるんですけども、そういった中で、私どもとしては、衛生行政の所管ということでありますので、国民に対して、一定の衛生水準を確保した上で、一定の技量がある人について資格制度として、業務独占制度としてやっておるわけなので、その中で、むしろ国民に自由に選ばせればいいではないかという議論もあるかもしれません。
- 八田主査 衛生については絶対に、課長がおっしゃるとおり、これはもう官がきちんと面倒を見て、そして、衛生に関する知識を十分持っているということで担保しなければいけない。それは、もうおっしゃるとおりだと思います。しかし、他の、やれパーマだとか、ひげそりだとか、ヘアダイだとか、そこをやらなくてもできる需要が実際のものとしてある以上、カットだけの新しい資格をつくってはどうかということなんです。
- 中臣課長補佐 カットをやる場合に、衛生が最低限担保されるべきだというお考えだと思いますが、そこは我々も同じ意見ですけれども、衛生だけではなくて、当然カット行為をするときには、それなりの前提となる知識なり理論というのが必要だというのが我々の考え方としてはありまして、そういう意味で先ほど、3カ月ぐらいあればその部分がクリアできるのではないかというお話でしたけれども、我々としては、到底3カ月、半年でカットだけができるとは思ってはいない。個別の課目がどうこうという話になってくると議論があるんじゃないかなと思います。
- 八田主査 例えば、カットだけするのに、パーマのことだとか、ひげそりだとか、ヘアダイのことは要りませんよね。それから、ましてや運営管理とか外国語とか日本文化とか、そん

なものはいりませんよね。要するに、最低のところまでいくとすると、結局絞ると、衛生管理、ひよっとしたら美容・理容の保健というところが入るんだと思います。確かにこれらの知識に関しては、もう本当にお客さんには分からないですから、それこそ牛肉の検査みたいなもので、お客さんには分からないですから。そこはやっていただかなければいけない。だけれども、実際の技術面は、最低限のことをやっておけば、あとはお客さんが判断することではないでしょうか。

○中垣課長 わざわざカットだけができる資格というのを本当に国家資格としてそれをあえて新設する意味というのはあるんでしょうか。

○八田主査 そうやれば随分職業選択の間口を広げると思いますけれども。

○中垣課長 ただ、そういう人は一生、20歳から60歳まで一生切るだけをやるということですか。

○八田主査 かもしれませんね。QBハウスみたいなところに勤めたら、給料はいいですからそうするでしょうね。それから、ほかのところでもカットをやって、あと美容師さん、理容師さんというのは、専門的なヘアダイだとかパーマに特化するということもあり得るかもしれませんね。いろいろな組み合わせが考えられると思います。

実際問題として、私の友達の大学の先生でも、床屋には行ったことがないという人が結構いますよ。奥さんが全部やってきたと。それを不特定多数の人に対してその人の奥さんが全部やるわけにはいかない。やはり不特定多数なら、きちんと衛生のことは身につけておいてもらいたいけれども、それをやればカットはできるのではないのでしょうかね。ある意味で、QBハウスと似たような店舗が他にあるかどうか知りませんが、QBハウスはそれを非常にはっきりと実証して見せたのではないかと思いますね。

○中垣課長 だから、資格を持った人がそのうちの一部の能力を使ってやるということと、まさにそれしかない人が、例えば、まさにQBハウスでやっている人が、やはり自分はもうちょっと、私の場合、行ったことがないんですけども、基本的には非常に短い時間でやるということなので、でも自分ももっと本当は長時間かけて、完全に高い金を払っても来てくれる人のところでやりたいと思うかもしれないですよ。そうすれば、今であれば、美容師なり理容師の資格を持っているからできますけれども、この方だと、いや、やはり思った。思ったら、またもう一回美容師なり理容師の養成施設に入ってやり直すかということになるわけですよ。

○八田主査 通信でね。

○中垣課長 だから、正直、資格制度というのが今、歴史的な経緯があつていろいろなものがありますけれども、私は、こういう非常に一部のことしかできないものの資格を、しかも半年ぐらいの国家資格をつくるというのは、やはり何かずっと、私が役人になってから20数年ですけれども、その流れとはちょっと違うような気がすごくしますね。

○八田主査 先ほどおっしゃった行革審以来の資格見直しの流れには、少なくともきっちり沿っていると思うんですよ。

○中垣課長 いや、そうですかね。

○八田主査 なるべく多くの人がそういう仕事をできるようにしようというわけですね。おそらく昔の日本の男は、理容院に行って、ゆっくりひげをそってもらって、そしてマッサージをしてもらって帰るとというのが文化だった。その時代と違って、随分あくせくしている今は、ひげそりやマッサージは標準にするのではなくオプションにして欲しいという要求が強いのだと思います。もう一つは、やはり労賃が高くなったということも反映していると思うんです。昔は、美容師さん、理容師さんの労賃というのは安いから、そういうぜいたくなサービスをみんなが受けることができたけれども、今や、賃金が高いから、短時間のカットに対する需要が増えたと考えられます。

○中垣課長 なかなか賃金が上がらなくてかわいそうなんですけれどもね。

○八田主査 本当に需要に合ったサービスに特化するとQ Bハウスのようにかなり高い賃金を払えるわけだと思います。シフトはできなくてもオートマの運転ができれば、取れる運転免許ができた。後でシフトをやりたくなければ、その時に、シフトの試験を改めて受ければいい、それに似ていると思うんですよ。

昔はオートマなんていうものはなかったからオートマだけで受かる免許ってなかったけれども、必要になったから免許を作った。カットのみの免許にも需要があります。しかも、高い賃金が得られるサービス部門への参入の壁を低くする意義もあります。この免許を導入することはプラスになることばかりあって、マイナスの面が何もないように思いますけれどもね。

○中垣課長 いや、それはにわかには賛同しかねますね。

○八田主査 マイナスのことというのは、例えばどんなことですか。オートマの免許を導入してマイナスというのは何かありますか。

○中垣課長 いや、オートマは別に、運転する人が自分で選択するからいいわけですね。それで、それは技術として非常に自動変速機の技術は上がってきていますから、それはそれでいいと思うわけですね。だから、昔はオートマにしたことによって非常に燃費が悪くなるとか、ガソリンをよく食うとかというのはあったわけですよ。今、それは随分改善されてきていますけれども。

これは、済みません、先生がおっしゃる趣旨は大体わかりましたので、またそこは、恐らく今日は言いつ放しになると思いますのであれなんです、私は、やはり何か違和感があるのは、資格制度というのは、いろいろなものがある中で、やはり一種何とか二種何とかみたいなものというのは、規模でやっているものはありますよね。でも、そうではないものというのは、どちらかという今なくしたほうが良いという方向に来ているのではないかというのが一つ。

それから、やはりこの人が、今、先生はカットだけであればそれで食っていけるということだと思ってしまうんですが。

○八田主査 今のところ、そうみたいですね。

- 中垣課長 例えばQ Bハウスが、理容師だったら 30 万円出すけれども、このカットの人は 15 万円だと。そうするとこのカットの人ばかり雇ってしまうと、要するに彼らにとってもカットでよくなるわけですね。そうすると、今雇われている理容師たちは一体どうなるのかみたいなことを考えると、確かに、特定のあれではいいのかもしれないけれども、それを業態なり何なりで見ていくと、全体としての理容師なり何なりの賃金の低さ、あるいは社会的な地位をどうするかというのは少し出てくるような気がしますね。
- 八田主査 それはまさに一種の需給調整でしょう。資格の設計は、やはり最終的にはお客さん、消費者の利益を考えて行うべきでしょう。業界の利益を守るために消費者の利益を犠牲にしてもいいというわけにはいかないと思うんですよ。
- ただし、この場合、競争相手が生まれると、今までの資格を持った人がそれに脅かされるという側面はあると思うんですね。だけれども、それは消費者の利益になります。さらに、現在は政治的な発言権を全く持たない整髪士志望者の利益にもなります。しかし、もし既得権を持った人をおかばおうとすると、どんな参入制限も撤廃できなくなってしまいます。参入制限は、消費者や新規参入者の犠牲のもとに既得権を守るためにあるものです。
- 中垣課長 ただ、まさにタクシーも緩めてしまったから、結局また、理屈とは違って今度は値上げすることになったわけですね。あれも結局、タクシーの人の賃金は下がって、利用者の立場がよくなったかといえば、ほとんど最近、乗っても道も知らないような運転手もいっぱいいるわけですね。
- 八田主査 では、規制緩和自体が問題だとおっしゃるわけですね。
- 中垣課長 いや、問題だというか、規制緩和をすればすべてよくなるというのは、本当にそうですかというところですね。
- 八田主査 消費者にとってタクシーが拾いやすくなったのは、大きな利益です。昔はタクシーの全く来ない駅が多く不便でした。また 200 万円の年収を得ていた地方の運転手が大量に東京に移住して 400 万円稼げるようになったため、格差是正にも役立ちました。しかし、東京で料金が下がらなかったのは、運賃の上限規制を下げなかったからですね。運賃を下げるようなインセンティブを与えるべきだった。ただし、都市によっては、大阪のように東京でも、車の数が増えた結果、あるいは安い料金の会社の無線を便利に使えるようにしてやるなど、運賃が下がったところもありますよ。
- 中垣課長 一部、はい。
- 八田主査 大阪はかなり下がっていますね。それから、もちろん京都は黙っていても下がる。東京はかなり頑固に下がらなかった。例えば羽田空港で運転手達は 2 時間も待っているのに料金を下げない仕組みなわけです。料金規制のあり方自体が、需給をうまく反映した仕組みになっていなかったということだと思います。それを下げると消費者は得するのですが、運転手さんは損になる可能性があります。まあ、そういう問題があったのではないかと思いますけれどもね。
- 中垣課長 おっしゃることはわかります。だから、非常に緩和をしていって、長い目で見れ



ば非常にそうかもしれないけれども、ただ、その過程ではいろいろなことが起きるわけです。

○八田主査 それはあります。それに対して対策を何か立てるといえるのは必要な場合がいろいろあると思います。それはおっしゃるとおりだと思います。

○中垣課長 これについてはまた、先生の御趣旨はわかりましたので、ただ、私どもとしてももう少し反論したいと思いますので。

○八田主査 御検討をお願いしたいと思います。

○中垣課長 あと、先ほど先生がおっしゃったエステの話の中で、こういったものは要するに国家資格というものではなくて、どちらかというとな検定的なものであるということがございました。一つの考え方だと思うんですけども、ただ、エステも非常によく言われるものに料金トラブルみたいなものがありますが、NOVAみたいな、要するに100回分買ってとか非常に強引な商法がありますけれども、また一方、いろいろ事故等が起きている様子なんです。国民生活センターなんかでも一番苦情の多い業種の一つなんですけれども、そういった中で健康被害なんかも起きておるので、それについて、本当に検定だけでいいのかというのは少し議論があると思います。

○八田主査 それはもうおっしゃるとおりです。私も、この美容師、理容師に関して、衛生に関しては絶対国家資格が必要だとずっと言ってきたのは、まさにそこなんです。衛生や保健に関しては国家資格が必要です。ただし、技能に関しては検定でお願いしたい。

○中垣課長 結局、今ですと国家資格の人はいろいろ規制があつてあれなんですけれども、そうではないものは、むしろある意味野放しになってしまっているところがあるものですから、それについていろいろな不満のある方もいらっしゃるんで、それはジレンマもあるんですけども、確かに健康被害が起きてから捕まえばいいではないかとか、非常にひどいものはやれるんだからというのがあります。

○八田主査 野放ししたり、一年以上も勉強が必要な大げさな国家資格を作るよりは、必要なことだけを学ばせるために3ヶ月程度で衛生だけに集中した国家資格を作るということは、有効だろうと思います。あるいは情報公開をきちんとさせるということも役に立つかもしれませんね。例えば普通の整体とかそういうものだと、衛生の知識まで要求して国家資格にすることはなくて、むしろ事故があつたとしたら、その情報を役所のホームページに全部載せてしまうというようなことのほうが有効なのかもしれないですけども。

○中垣課長 なかなかその辺は悩ましいところもありますけれども。

○八田主査 わかりました。本当にお忙しいところをどうもありがとうございました。またよろしく願いいたします。

以 上